都道府県市民後見人育成事業の概要

都道府県名 静岡県

委託 先 及 び 委 託 内 容	全部委託・一一一部委託 一・ 委託なし					
	委託先名:静岡県社会福祉協議会					
	1 広域的な後見実施機関の設置推進研修					
	(対象)市町職員、市町社会福祉協議会職員等					
	(内容) 小規模市町が単独で成年後見実施機関を設置することは非効率で					
	あるため、市町の取組の広域化について必要な知識の習得を目的					
	とする。					
	第1回 成年後見センターの様々な形態と特色					
	(広域型・単独型、法人後見・市民後見等)等					
	第2回 広域的な成年後見センターの業務内容及びその検討と決定、					
	組織体制について、費用負担について、等					
事業内容	(講師)他県の広域的な成年後見センターの所長等 					
→ 未 M 分 	 2 法人後見実施機関職員研修					
	と					
	(内容) 将来的に成年後見実施機関の受け皿となることが想定される市町					
	社会福祉協議会の法人後見を促進するための職員研修					
	〇 社会福祉協議会のための法人後見体制整備研修					
	〇 市町社協役員向け研修					
	〇 法人後見実務研修(基礎編)					
	(講師)家庭裁判所、司法書士、社会福祉士、他県の成年後見センター所					
	長等					
	1 広域的な後見実施機関の設置推進研修					
事業スケジュール (予定を含む)	第1回 6月19日 第2回 9月16日					
	2 法人後見実施機関職員研修					
	10月8日 社会福祉協議会のための法人後見体制整備研修					
	11 月 13 日~11 月 27 日 市町社協役員向け研修(5地区)					
	1月7・8日 法人後見実務研修(基礎編)(中西部地区)					
	1月8・9日 "(東部地区)					
備考						

社会福祉協議会のための法人後見体制整備研修

高齢化の進行や障害者の地域生活移行に伴い、何らかの権利擁護を必要とする人々が増加しています。今年度、県社会福祉協議会で実施中の成年後見ニーズ把握調査では、約2万1千人以上の方が後見制度等の支援を必要とする状況が窺われ、今後、後見人の担い手不足が見込まれることから、市民後見展開を視野にいれた社協による法人後見の取組みに期待が寄せられております。

このことから、本研修は、社協における法人後見実施時に必要とされる体制整備を学ぶことを目的に開催します。(法人後見の実務研修は、平成27年1月上旬に2日間の日程で県内2か所で開催する予定です。)

1 開催日時 : 平成 26 年 10 月 8 日 (水) 午後 1 時から午後 3 時 30 分

2 会 場 : 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」 1階 104 会議室

3 主 催 : 静岡県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

4 受講対象者:法人後見を実施する予定の社会福祉協議会の職員

その他今後の参考としたい社会福祉協議会の職員

(相談事業担当者と総務担当者の同時受講を推奨します。)

5 内 容

['] [
13:00~ 13:10	開会・基調報告 「社協の広域における法人後見等検討会、市民後見推進及び 後見ニーズ調査の結果について」 報告者:静岡県社会福祉協議会 生活支援部
13:10~ 14:50	講義「社協法人後見のための体制整備について」 講師:社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター所長 ・法人後見実施に向けた準備事項 ・地域福祉及び市民後見推進の視点での体制整備 ・定款変更及び会計実務の取扱
15:00~ 15:30	質疑応答・意見交換 事前にいただいた質問や講義の中での質問を基に質疑応答 と意見交換を行います。

6 参加申込 : 別紙参加申込書を 9 月 19 日 (金) までに、県社協権利擁護課まで FAX でお送りください。

7 その他:参加費は無料です。問い合わせは権利擁護課(**2018年**) に御連絡ください。

社協役職員向け 「市民後見推進にむけた社協権利擁護・法人後見研修」開催要項

1 目 的

認知症高齢者の増加や障害者の地域移行に伴い、日常生活自立支援事業から成年後見制度への 円滑な移行や、成年後見制度の利用支援、市民後見人の養成・支援などが大きな課題となってい ます。各市町において権利擁護支援を総合的に整備することが求められている中、全国では、321 の社協が既に成年後見制度への取り組みを始めています。

本研修会は、社協に求められる権利擁護の視点と市民後見の推進や法人後見のあり方を考えることを目的に開催します。

- 2 主 催 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
- 3 受講対象 市町社会福祉協議会の役職員
- 4 内容
 - ①基調報告20分(静岡県社会福祉協議会)
 - ・静岡県内の権利擁護を必要とする人の状況報告
 - ②講 義80分
 - ・社会福祉協議会と権利擁護の視点
 - ・成年後見制度の概要及び市民後見や法人後見のあり方

講師:

社会福祉士

5 開催日時

市。町	市町数	開催日時	会場
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	6	11月27日 (木) 13:30~15:30	下田市民文化会館 小会議室(2) (下田市4丁目1番2号) ※会場駐車場が使用できます。
熱海市、三島市、伊東市、伊豆市、 伊豆の国市、函南町	6	11月18日 (火) 10:00~12:00	三島市民文化会館 第1会議室 (三島市一番町20番5号) ※会場の駐車場は使用できません。
沼津市、富士宮市、富士市、御殿 場市、裾野市、清水町、長泉町、 小山町	8	11月18日 (火) 14:00~16:00	沼津労政会館 第1会議室 (沼津市高島本町1-3) ※14台分の駐車場があります。
静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	7	11月13日(木) 10:00~12:00	プラザおおるり 3階視聴覚室 (島田市中央町5番の1) ※会場駐車場が使用できます。
浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、 湖西市、御前崎市、菊川市、森町	8	11月13日 (木) 14:00~16:00	i プラザ 磐田市社会福祉協議会 1階 ボランティア会議室1・2 (磐田市国府台57-7) ※会場駐車場が使用できます。

6 参加申込:別紙参加申込書を各会場開催日の1週間前までに、県社協権利擁護課までFAXでお送りください。

7 その他:参加費は無料です。問い合わせは権利擁護課 **(2018)** 054-254-5237 に御連絡ください。

社会福祉協議会のための法人後見実務研修(基礎編)

高齢化の進行や障害者の地域生活移行に伴い、何らかの権利擁護を必要とする人々が増加しています。今年度、県社会福祉協議会で実施中の成年後見ニーズ把握調査では、約2万2千人以上の方が後見制度等の支援を必要とする状況が窺われ、今後、後見人の担い手不足が見込まれることから、市民後見展開を視野にいれた社協による法人後見の取組みに期待が寄せられております。

このため、本研修は、社協が法人として成年後見人に就任し、後見事務を行っていくう えで必要となる基礎知識と技術を社協職員が習得することを目的として開催します。(本年 度は基礎的な知識習得を目的とし、次年度、より実践的な研修を予定しています。)

1 開催日 : <島田会場>平成27年1月7日(水)、8日(木)

<三島会場>平成27年1月8日(木)、9日(金)

2 会 場 : <島田会場>島田市民総合施設プラザおおるり 視聴覚室

(島田市中央町5番の1)

<三島会場>三島市民文化会館 第一会議室 (三島市一番町 20 番 5 号)

3 主 催:静岡県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

4 受講対象者:法人後見を受任している、または法人後見の受任を検討している市町

社会福祉協議会職員

5 参加定員 : 各会場共に20名

6 研修プログラム及び講師<両会場共通>

【1日月】

[1日目]	
10:30~	開会
10:35~ 11:15	講義「家庭裁判所における家事審判手続きについて」 講師:静岡家庭裁判所
11:15~ 12:15	講義「成年後見制度の現状と市民・法人後見の必要性」 講師: 社会福祉士 成年後見制度を取り巻く動向・社協による市民・法人後見の取り 組みの必要性、市民後見の展望について
13:15~ 16:15	講義「権利擁護の取り組みと社協が取り組む成年後見」 講師: 社会福祉士 ・日常生活自立支援事業と多職種連携、社会資源開発と権利擁護ネットワーク構築の取り組み ・社協における市民・法人後見に必要な体制の整備及び専門職との連携、成年後見業務における身上監護のポイント

【2日目】

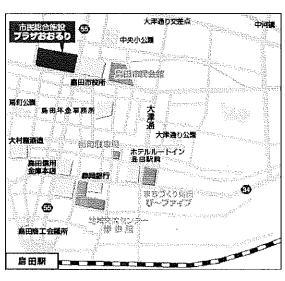
10:30~ 12:00	講義「後見業務の基礎理解」 講師:静岡県司法書士会 氏 ・成年後見における業務の流れと基本的事項
13:00~ 16:30	講義「後見活動に必要な法律の理解と財産管理の基礎」 講師:静岡県司法書士会 氏
	・後見活動に必要な家族法と財産法の基礎知識 ・財産管理の基本的事項と具体的方法、留意点

- **7 テキスト**:本研修では以下のテキストを使用しますので、<u>各自購入のうえ、参加して</u> ください。
 - ①権利擁護と成年後見制度[第2版]平成26年3月31日発行 (山口光治編、みらい)

定価: 2, 300円(税別) ISBN: 978-4-86015-321-2

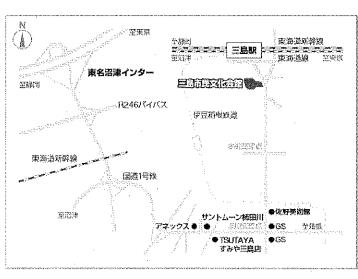
- 8 **参加申込**:別紙参加申込書を 12 月 19 日(金)までに、県社協権利擁護課までFA Xでお送りください。
- 9 その他:参加費は無料です。問い合わせは権利擁護課 (金額) に御連絡くだ さい。

<島田会場>



●JR 島田駅より 徒歩 7 分 ●バイパス野田インターより 車で 10 分

<三島会場>



●JR 三島駅南口より徒歩3分 ●東名沼津 ICより車で15分(お近くの一 般有料駐車場をご利用下さい。)